

ID: 1112

担当部署: 健康福祉部 地域福祉課

処分の概要	特定障害者特別給付費の支給		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第34条第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】 法第34条第1項の規定による。 (特定障害者特別給付費の支給) 第34条 市町村は、施設入所支援、共同生活援助その他の政令で定める障害福祉サービス(以下この項において「特定入所等サービス」という。)に係る支給決定を受けた障害者のうち所得の状況その他の事情を斟酌して厚生労働省令で定めるもの(以下この項及び次条第1項において「特定障害者」という。)が、支給決定の有効期間内において、指定障害者支援施設若しくはほのぞみの園(以下「指定障害者支援施設等」という。)に入所し、又は共同生活援助を行う住居に入居して、当該指定障害者支援施設等又は指定障害福祉サービス事業者から特定入所等サービスを受けたときは、当該特定障害者に対し、当該指定障害者支援施設等又は共同生活援助を行う住居における食事の提供に要した費用又は居住に要した費用(同項において「特定入所等費用」という。)について、政令で定めるところにより、特定障害者特別給付費を支給する。			
標準処理期間	40日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日